

佐倉市地域公共交通会議設置要綱

目次

佐倉市地域公共交通会議設置要綱	1 ページ
佐倉市地域公共交通会議設置要綱の改正について	4 ページ
新旧対照表	5 ページ

佐倉市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 本市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、佐倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項に掲げるもののほか、交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定による地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに形成計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(構成委員)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 佐倉市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 鉄道事業者の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 千葉県バス協会の代表者
- (8) 千葉県タクシー協会の代表者
- (9) 市民
- (10) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (12) 千葉県印旛土木事務所長又はその指名する者
- (13) 佐倉市土木部長
- (14) 佐倉市福祉部長
- (15) 佐倉警察署交通課長

(16) 佐倉市社会福祉協議会の代表者

(17) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 交通会議は、原則として公開とする。

7 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 交通会議は、所掌事務のうち特定の事項を審議させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則 (平成19年9月14日決裁19佐交第667号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日決裁23佐総第1836号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日決裁25佐総第1690号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日決裁26佐計第502号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に交通会議の委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年1月29日までとする。

附 則 (平成28年2月5日決裁27佐計第465号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に交通会議の委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年1月29日までとする。

附 則 (令和2年4月16日決裁佐計第44号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

佐倉市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 背景

本要綱に基づき設置されている佐倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）では、佐倉市コミュニティバスや佐倉市地域公共交通網形成計画に関する協議を実施して参りました。

この度、令和2年5月1日に予定されている交通会議の委員改正及び国土交通省自動車局から発出された通知に伴い、本要綱を改正しました。

2. 対応方針

（1）会議の議決方法に係る例外規定の創設

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）に基づき、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）を適切な役割分担により円滑に導入するための検討プロセスの運用に関する文言を追加し、当該検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとみなすこととします。

（2）委員構成の変更

構成委員の一部を変更しました。

【追加委員】

千葉内陸バス株式会社、東洋バス株式会社、志津タクシー有限会社、山万株式会社、千葉県総合企画部交通計画課

【除外委員】

佐倉市市民部長、佐倉市教育委員会事務局次長、佐倉市都市部長

新旧対照表（設置要綱）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 変更なし (所掌事務)</p> <p>第2条 変更なし (構成委員)</p> <p>第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 佐倉市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(5) 鉄道事業者の代表者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>(7) 千葉県バス協会の代表者</p> <p>(8) 千葉県タクシー協会の代表者</p> <p>(9) 市民</p> <p>(10) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(11) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者</p> <p>(12) 千葉県印旛土木事務所長又はその指名する者</p> <p>(13) 佐倉市土木部長</p> <p>(14) 佐倉市福祉部長</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (所掌事務)</p> <p>第2条 (構成委員)</p> <p>第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 佐倉市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (6) 千葉県バス協会の代表者 (7) 千葉県タクシー協会の代表者 (8) 市民 (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(10) 千葉県印旛土木事務所長又はその指定する者 (11) 佐倉市土木部長 (12) 佐倉市福祉部長 (13) 佐倉市都市部長</p>

新旧対照表（設置要綱）

<p>(15) 佐倉警察署交通課長 (16) 佐倉市社会福祉協議会の代表者 (17) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>(任期) 第4条 変更なし</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 変更なし</p> <p>(会議) 第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>4 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第 161 号平成 18 年 9 月 15 日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとする。</u></p>	<p>-(14) 佐倉市市民部長 -(15) 佐倉市教育委員会教育次長</p> <p>(16) 佐倉警察署交通課長 (17) 佐倉市社会福祉協議会の代表者 (18) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>(任期) (補足) 第4条</p> <p>(会長及び副会長) 第5条</p> <p>(会議) 第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
---	--

新旧対照表（設置要綱）

<p><u>5</u> 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>6</u> 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p><u>7</u> 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。</p> <p><u>8</u> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（協議結果の取扱い） （補足） 第7条 ～ 第10条 変更なし</p>	<p>4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（協議結果の取扱い） （補足） 第7条 ～ 第10条</p>
--	--